

## (仮称)新潟市放課後児童クラブの設備及び運営の基準に関する条例骨子案 に対するパブリックコメント手続の実施結果について

(仮称)新潟市放課後児童クラブの設備及び運営の基準に関する条例骨子案に対し、貴重なご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、公表します。

なお、ご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約の上、同様の意見は取りまとめて掲載させていただきます。

平成26年9月16日 新潟市福祉部こども未来課

### 【概 要】

#### ●募集期間

平成26年6月25日(水)～7月24日(木)

#### ●広報手段

- ・市報にいがた、市ホームページに掲載
- ・市政情報室、各区役所、各出張所、中央図書館、こども未来課、各ひまわりクラブにて配布及び閲覧

#### ●ご意見の提出状況

提出者数:34人 意見数:78件

(窓口1人, 郵送2人, FAX19人, 電子メール12人)

(その他 期間後提出 提出者数:1人 意見数:2件 )

#### ●ご意見の概要と市の考え方

次ページのとおり

#### ●結果公表場所

上記の結果は、下記の場所で閲覧できます。(閉庁日は除きます)

市政情報室

各区役所(設置場所は地域課へお問い合わせください。)

各出張所

中央図書館

各放課後児童クラブ(ひまわりクラブ)

こども未来課

#### ●問い合わせ先

新潟市 福祉部 こども未来課 育成支援係(市役所第1分館2階)

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1 番町602番地1

TEL:025-226-1197 FAX:025-228-2197

E メールアドレス:mirai@city.niigata.lg.jp

(仮称)新潟市放課後児童クラブの設備及び運営の基準に関する条例骨子案の  
パブリックコメント募集に対して寄せられたご意見

期間：平成 26 年 6 月 25 日（水）～7 月 24 日（木）

総件数 34人 78件

ご意見の概要	ご意見に対する新潟市の考え方
(1) 全般的な事項	
<p>○目的・位置づけは、女性の就労支援、仕事と子育ての両立支援を掲げており大変良い。</p>	<p>○条例で基準を設けることにより、女性の就労支援や仕事と子育ての両立支援のため重要な役割を担う放課後児童クラブの質の向上を目指していきます。</p>
<p>○新潟市の現在の水準を保ち、それを上回る内容を定め、新潟市の放課後児童クラブの拡充が図られることを望む。放課後児童クラブを必要とする全ての子どもたちの生活をさらに豊かにすることを保障する条例であるべき。</p>	<p>○条例の最低基準の目的の中に、児童が健やかに育成されることを保障することを明記するとともに、条例の最低基準と放課後児童健全育成事業者の中に、放課後児童健全育成事業者は、常にその設備及び運営を向上させなければならないことや最低基準を超えて設備を有し、又は運営している場合は、最低基準を理由として、設備及び運営を低下させてはならないことを明記します。</p>
<p>○設備・運営内容において、最低基準の底上げを検討してほしい。ただ時間を潰すだけの空間であってほしくない。</p>	<p>○条例の最低基準と放課後児童健全育成事業者の中に、放課後児童健全育成事業者は、常にその設備及び運営を向上させなければならないことや最低基準を超えて設備を有し、又は運営している場合は、最低基準を理由として、設備及び運営を低下させてはならないことを明記します。</p>
<p>○放課後児童クラブの質の向上により、日本の子どもたちの育ちをかなり底上げできる。質の向上には、十分な人的・物的環境が必要。</p>	<p>○条例の最低基準と放課後児童健全育成事業者の中に、放課後児童健全育成事業者は、常にその設備及び運営を向上させなければならないことや最低基準を超えて設備を有し、又は運営している場合は、最低基準を理由として、設備及び運営を低下させてはならないことを明記します。</p>
<p>○学校教育と子どもたちの放課後は切り離せない。小学校の校長会レベルで放課後児童クラブとの連携について真剣に考え、子どもたちの放課後を豊かにすることを考えてほしい。</p>	<p>○条例の放課後児童健全育成事業の一般原則の中に、放課後児童健全育成事業者は、小学校その他地域社会に対し交流及び連携を図るよう努めなければならないことを明記します。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する新潟市の考え方
(2) 総論関係	
<p>○最低基準の向上の中に、「市長は、児童の保護者その他児童福祉に係わる当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる」「市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする」と市長と市の関与について掲げてほしい。</p>	<p>○条例の最低基準の向上の中に、同内容を明記します。</p>
<p>○高学年まで対象とすべき。</p>	<p>○条例の放課後児童健全育成事業の一般原則の中に、小学校に就学している全児童を対象として明記します。</p>
<p>○非常災害に必要な設備の設置について 「火災報知器」「非常用薬」「AED」などを具体的に示した方がよいのではないか。</p>	<p>○条例では、非常災害に必要な設備、備品等の具体的名称は列挙せず、地域の実情や施設形態等に応じ、消防法を遵守し、非常災害に必要な用具を備えることが適当と考えます。</p>
(3) 設備関係	
<p>○子どもたちが十分遊べるスペースを確保すべき。 高学年受入れに際しての面積確保のため、専用区画について「便所、玄関、事務室、廊下、ロッカー、収納スペース」と具体的に明記し、除くべき。 (その他同様意見5件)</p>	<p>○いただきました意見を踏まえ、条例の設備の基準の中に、「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(専用区画)」について、「専ら事務の用に供する部分、便所その他これらに類するものを除く」とし、省令よりも詳しく明記します。</p>
<p>○専用区画ではなく、「専用室」または「専用施設」に修正すべき。区画では区切るだけでも良いと読み取れてしまう。1単位ごとに施設(又は室)を設けるべき。 (その他同様意見4件)</p>	<p>○国は、現在の放課後児童クラブガイドライン(平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)での記載や、「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」(以下「専門委員会」といいます。)の報告書を踏まえ、専用の部屋又はスペースを表す用語として「区画」という文言を使用しています。</p> <p>○新潟市としても、多様な放課後児童クラブの形態があることから、国と同じ文言を使用いたします。</p> <p>○専用区画は、遊び及び生活の場として機能並びに静養するための機能を備えた区画を指すものであり、条例の設備の基準の中に明記します。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する新潟市の考え方
(3) 設備関係	
<p>○専用区画の面積は、児童1人につき2㎡以上にすべき。</p> <p>○専用区画の面積は、児童1人につき1.98㎡以上にすべき。保育所の満2歳以上の基準とすべき。 (その他同様意見2件)</p> <p>○専用区画の面積は、児童1人につき3.96㎡以上にすべき。</p> <p>○屋外の遊び場として、児童遊園に準じて330㎡以上のボール遊びができる広さがある、専用若しくは近くに同程度の広さで遊べる場所を確保することを定めるべき。</p>	<p>○省令は、専門委員会の報告書で、「現状児童1人当たりおおむね1.65㎡以上を満たしていないクラブが、今後着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、現行の放課後児童クラブガイドラインと同様に「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当」とされたことを踏まえ、おおむね1.65㎡以上と定めたものです。</p> <p>○市としても、1人当たりおおむね1.65㎡以上を満たしていないクラブが現存することから、国の示す基準が適当と考えます。</p>
<p>○子どもが過ごす施設の老朽化など、質の改善が必要と思われる。(その他同様意見1件)</p>	<p>○条例の最低基準と放課後児童健全育成事業者の中に、放課後児童健全育成事業者は、常にその設備及び運営を向上させなければならないこと、条例の放課後児童健全育成事業の一般原則の中に、放課後児童健全育成事業所の構造設備について、利用者の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けなければならないこと、条例の設備の基準の中に、専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないことを明記します。</p>
(4) 職員関係	
<p>○有資格者の名称は、「放課後児童クラブ指導員」とすべき。公設ひまわりクラブで呼ばれてきた名称には仕事に対する誇りを含んでいる。放課後児童支援員、補助員という言い方に違和感がある。</p>	<p>○専門委員会の報告書では、有資格者の名称について「放課後児童クラブに従事する有資格者は児童の遊びの指導のみならず児童の生活の指導・支援を行うことに鑑み、その名称については実態に即したものとすることを検討すべき」とされています。</p> <p>○また、同報告書で「児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるよう支援を行うことが適当」とされていることなども踏まえ、省令では「放課後児童支援員」とされました。</p> <p>○市においても省令で定められた名称が、適当と考えます。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する新潟市の考え方
(4) 職員関係	
<p>○放課後児童支援員（有資格者）の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、補助員に代えることができる部分は削除すべき。</p> <p>放課後児童支援員を「常時2人以上」であることとすべき。</p> <p>各施設最低2人の有資格者がいなければ、子どもたちの安全保障はできない。国の基準にならい、質を落とすのは避けなければならない。</p> <p>補助員の仕事量が多く、責務が重く、難しいと思う。</p> <p>（他同様意見9件）</p> <p>○放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに3人以上とし、うち2人を除き、補助員に代えることができるとすべき。</p> <p>○児童20人までは指導員3人以上を配置し、21人以上から40人までは4人以上の配置とする。うち2人を除き、補助員をもってこれに代えることができるとすべき。障がいのある児童が入所する場合は、障がいの内容等によって必要数の指導員を加配するべき。</p>	<p>○条例の最低基準と放課後児童健全育成事業者の中に、放課後児童健全育成事業者は、常にその設備及び運営を向上させなければならないことや最低基準を超えて設備を有し、又は運営している場合は、最低基準を理由として、設備及び運営を低下させてはならないことを明記します。</p> <p>○そのため、現に有資格者が2人以上で、運営しているクラブにおいては、引き続き2人以上の放課後児童支援員が必要ということになります。</p> <p>○条例については、新潟市子ども・子育て会議放課後児童クラブ検討部会で議論し、「資格にこだわらず、子どもたちに関わってみたい意欲のある方が参加できるような仕組みがあってもいい。」といった意見や「有資格の職員かどうかより、責任を持ってきちんと子どもたちをみてる職員であることを保護者は望んでいる。市独自の資格を設けてはどうか。」といった意見も出されています。</p> <p>○新潟市には、公設のひまわりクラブ以外に、民設で運営する放課後児童クラブが25クラブあります（平成26年7月現在）。意欲のある地域の方を職員として受け入れ、運営しているクラブもあります。</p> <p>○以上のことから、省令同様有資格者2人以上を原則としつつ、「ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる」との記述は適当と考えます。</p> <p>○ただし、いただきましたご意見を踏まえ、市としては質の向上を図る観点から、「補助員は、放課後児童健全育成事業に従事した日から3年以内に放課後児童支援員となることが見込まれるものをいう」という条文を付け加えますことから、補助員に従事させる場合においても、支援員となることが見込まれるものを従事させなければならないこととなります。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する新潟市の考え方
(4) 職員関係	
<p>○地域の方などが子どもと関わることは、安心する住みやすい地域につながると思うが、専門職者が1人しかないことは質の良い支援とはいえないので、放課後児童支援員（有資格者）の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、補助員に代えることができる部分は削減すべき。</p>	<p>○専門委員会の報告書では、「児童が社会性豊かな人間として成長していくためには、様々な経験を持った地域の人材が放課後児童クラブの児童と積極的に関わってもらうことにも意義があるため、必ずしも業務に従事する者全員に資格を求める必要はないと考える」とされており、省令もそれらを踏まえた基準となっています。市としても国の示す基準が適当と考えます。</p> <p>○ただし、いただきましたご意見を踏まえ、市としては質の向上を図る観点から、「補助員は、放課後児童健全育成事業に従事した日から3年以内に放課後児童支援員となることが見込まれるものをいう」という条文を付け加えますことから、補助員に従事させる場合においても、支援員となることが見込まれるものを従事させなければならないこととなります。</p>
<p>○放課後児童支援員が欠席の場合を考慮し、放課後児童支援員を2人以上とし、3人目以降は補助員に代えることができるとすべき。（他同様意見2件）</p>	<p>○条例の職員の基準の中に、放課後児童支援員の数を明記することから、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて、条例に明記された職員の員数、資格を満たす必要があります。</p>
<p>○放課後児童支援員を補助する者の基準が具体的に記されていない。補助員も放課後児童支援員に準ずる有資格者であることが望ましい。</p>	<p>○専門委員会の報告書では、「児童が社会性豊かな人間として成長していくためには、様々な経験を持った地域の人材が放課後児童クラブの児童と積極的に関わってもらうことにも意義があるため、必ずしも業務に従事する者全員に資格を求める必要はないと考える」とされています。</p> <p>○市としても、有資格者でない者も業務に従事することを可能とすることが適当と考えます。</p> <p>○8月より、国において子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会が開催されており、補助員には、資格は求めないものの、必要な研修について検討されているところです。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する新潟市の考え方
(4) 職員関係	
<p>○保育士・社会福祉士・教員免許を有する者、大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者とし、有資格者か最終学歴が短大あるいは大学以上の者とすべき。短期間の研修では、指導員の質を上げるのは難しいと考えられるので、学歴保持者を採用すべき。</p>	<p>○専門委員会の報告書では、「省令上の資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者であって、知識・技能を習得するための研修を受講した者とするのが適当」とされ、省令もそれを踏まえた基準となっています。市としては、国の示す基準が適当と考えます。</p>
<p>○「高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を削除すべき。遊びの指導、トラブルの指導、子ども同士を関わらせる仕事は難しい。(他同様意見1件)</p>	<p>○国の通知(5月30日)で、放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者とは、「放課後子ども教室に継続的に従事していた者など、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者をいうものである。」と示されました。また、「単なる見守りの経験は含まれず、児童と積極的な関わりを持つ経験が、2年以上かつ、総勤務時間が2,000時間程度を一定の目安とする」ことも示されましたので、条例に定めることは適当と考えます。</p>
<p>○40人を超えるクラブが多い中、一の支援の単位を40人以下とすることは、現実的に可能なのか。指導員の数を増やさなければならない。</p>	<p>○条例の職員の基準の中で、「支援の単位」は児童の集団の規模を表すものであり、支援の単位ごとに職員を2名以上配置することを明記します。</p>
<p>○一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とし、支援の単位ごとに専用室・専用施設を確保すべき。これまでどおり、大規模クラブを分割し、適正規模に改善していく必要がある。(他同様意見1件)</p>	<p>○条例の職員の基準の中で、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下と明記します。</p> <p>○条例の設備の基準の中で、「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(専用区画)」について、面積要件とともに、「安全が確保されたものでなければならない」ことも明記しますので、今後基準に沿った施設改善が必要となります。</p>
<p>○「利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって」は、ただし書きとすべき。放課後児童クラブの質の向上のためには、あくまで例外であるというただし書きが必要。</p>	<p>○条例の職員の基準の中で、ただし書きとして明記します。</p>
<p>○20人未満のクラブであっても、一の支援の単位として専任の放課後児童支援員を複数配置すべき。</p>	<p>○20人未満のクラブも、一の支援の単位であり、専任の放課後児童支援員の複数配置を基本とします。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する新潟市の考え方
(4) 職員関係	
<p>○「利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって」は、削除すべき。1人で19人の利用者を見守る場合、子どもの安全を確保できるのか、子どもたちがのびのびと遊ぶことができるのか疑問。</p>	<p>○条例の職員の基準の中で、職員の複数配置を明記します。また、いただきました意見を踏まえ、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所で、最低1人は専任の職員であり、その1人を除く職員が他の業務との兼務を可能とする場合について、「利用者の安全管理等を十分に行うことができる場合」を加え、省令よりも詳しく明記します。</p>
(5) その他	
<p>○保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻等を考慮すると、1日につき9時間にしてほしい。</p> <p>○小学校の休業日以外の日については、1日につき5時間以上を原則とし、子どもの受入れ準備を整える時間を設けることとすべき。</p> <p>○学校の休業日は10時間30分以上、休業日以外は5時間30分以上とすべき。水曜日は7時間15分以上にすべき。(他同様意見1件)</p> <p>○開所時間について、「1日につき8時間以上」、「1日につき3時間以上」とせず、閉所時間を「午後7時又は午後7時30分」とすることを原則とするよう修正すべき。</p> <p>この条例骨子案の基準では、閉所時間が延長されることが期待されないため。切実な要望を明確に反映させた条例とすべき。</p> <p>○子どもが安全に過ごすための準備時間を設け、時間に制限を持たせず、臨機応変に対応してほしい。</p>	<p>○新潟市には、公設のひまわりクラブ以外に、民設で運営する放課後児童クラブが25クラブあります(平成26年7月現在)。</p> <p>○公設のひまわりクラブだけではなく、民設の放課後児童クラブも条例の趣旨に沿って運営していくこととなります。</p> <p>○地域の実情に応じ、より柔軟な運営を可能とするために、最低基準としては国が定める小学校の授業の休業日は1日につき8時間、小学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間が適当と考えます。</p>



※参考 本基準条例の規定範囲外のため、パブリックコメントの対象とならないご意見

ご意見の概要
○月潟ひまわりクラブの老朽化に伴う改善（建替え、移転）要望。（他同様意見 6 件）
○現状の保護者負担（利用料）が増えないよう配慮して欲しい。（他同様意見 3 件）
○パブリックコメントでは骨子案ではなく、条例案を示すべき。（他同様意見 1 件）
○条例の位置づけの図の中に、地域コミュニティ協議会（以下「コミ協」という。）が位置づけられているが、コミ協の中に設備や職員の資質に対応できる条件があるのか疑問である。
○職員用のトイレを別にして欲しい。
○ホールに手洗い場をつける等水回りをよくして欲しい。
○放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の一体化事業は行わないで欲しい。
○職員の給料補償を今まで以上にしっかりしていくべき。